

薩摩川内市次世代エネルギービジョン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 薩摩川内市が、今後もエネルギーのまちとして、先進地域となり、かつ経済的にも持続可能な発展を遂げていくために、将来の本市のあるべき姿（出口＝目標）を定めた次世代エネルギービジョン（以下「ビジョン」という。）、及び単に目標標記にとどまることなく官民一体となって取り組むべき行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するため、薩摩川内市次世代エネルギービジョン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、ビジョン及び行動計画の策定に関する事項について協議する。

(組織等)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係企業
- (3) まちづくり有識者

3 前項に掲げる委員のほかにオブザーバーを置くことができる。

4 委員の任期は、市長が委嘱した日から平成25年3月31日までとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、薩摩川内市企画政策部新エネルギー対策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初に開かれる会議は、第5条の規定にかかわらず、市長がこれを招集する。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。